

令和7年8月吉日

各 位

みはまふるさとまつり実行委員会
実行委員長 榊 原 康 宏

『美浜町制70周年記念事業 みはま ふるさと まつり』
出店事業者の募集について(ご案内)

謹啓 貴下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当実行委員会におきましては、令和7年10月12日(日)に美浜町制70周年記念事業として、
『みはま ふるさと まつり』を開催いたします。

「ふるさとみはま」をテーマとして、町内の山車や伝統芸能等を一堂に集め、美浜の魅力を広く発信します。
出店をご希望の方は、別紙「出店申込書」または「申込フォーム」からお申込みください。

謹白

記

- 1 開催日時 令和7年10月12日(日)午前9時～午後2時30分
<雨天順延日>
令和7年10月13日(月・祝)午前9時～午後2時30分
- 2 会場 美浜町総合公園体育館 センター広場
- 3 募集店舗数 10店程度(コマ数には限りがありますのであらかじめご了承ください。)
- 4 出店資格 みはまふるさとまつり出店要綱をご確認ください。
- 5 申込方法 みはまふるさとまつり出店要綱をご確認のうえ、出店申込書または申込フォームから
お申込みください。
募集期日:8月 22日(金)まで
出店申込と合わせて、食品営業許可証の写しを提出してください。
- 6 出店料 無料(希望する場合は、テント1張を無償提供します。電源等、その他必要なものは、
出店者をご用意ください。)
- 7 出店者説明会 出店者説明会を9月に開催予定です。必ず出席してください。
(詳細は、後日メールでご案内いたします。)
- 8 申込フォーム 
(申込先2次元コード)
- 9 その他 (お問合せ先)
みはまふるさとまつり実行委員会 事務局(美浜町役場地域戦略課内)
電話0569-82-1111(内線232) FAX0569-82-4153
mail:senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp

≪みはまふるさとまつり出店要綱≫

1. 開催目的

町制70周年記念事業として「みはまふるさとまつり」を開催します。
「ふるさとみはま」をテーマとして、町内の山車や伝統芸能等を一堂に集め、美浜の魅力を広く発信します。
2. 開催日時

令和7年10月12日(日)午前9時～午後2時30分
※雨天順延日
令和7年10月13日(月・祝)午前9時～午後2時30分
3. 会 場

美浜町総合公園体育館 センター広場
4. 主 催

みはまふるさとまつり実行委員会
5. 出店資格

①上記目的の趣旨に賛同し、当要綱に同意する者
②主催者が出店の内容を確認し、販売に適するものと認めた者
③監督官庁(保健所等)の許可、届出等が必要な場合は、期日までに手続きを完了できる者
※名義貸しを禁止します。また、愛知県暴力団排除条例・美浜町暴力団排除条例に該当する方及び関係者については、出店資格はございません。
6. 優先順位

【優先順位 1 位】
・美浜町内の事業者
【優先順位 2 位】
・美浜町外の事業者で美浜町商工会の会員
【優先順位 3 位】
・美浜町外の事業者
7. 出店料等

①出店料は、無料
②希望する場合は、テント1張を無償提供します。
③電源等、その他必要なものは、出店者にてご用意ください。
8. 区 画

テント1張の区画は、原則として間口5.4m×奥行3.6mです。
※出店物、空箱等が通路に出ないようにしてください。
9. 出店場所

出店者の配置場所は、主催者が決定します。
10. 搬入搬出

①搬入については、主催者の指示に従ってください。
②搬出については、午後2時30分の終了アナウンス後に行うこととし、それ以前の会場内への車両の乗り入れは絶対にしないでください。
11. 出店物の保管義務

出店物の保管については、出店者の責任とします。風水害・火災・盗難・物損等による損害について、主催者は、その責任を負いません。

12. 事故による危害

事故により他人又は他人の所有物が損害を被った場合には、その事故の原因者又は関係する出店者がその損害賠償の責任を負うこととします。
 13. 火気器具等の取り扱いについて

火気器具等を取り扱う出店者は、テント1張につき必ず1本以上消火器を設置してください。
 14. 出店者の清掃範囲

①出店者は、開催中及び終了後、自己の出店場所及びその周辺を隣接出店者と協力して清掃してください。
②出店により生じたゴミ(プラゴミ含む)・出し汁等の汚水などについては、出店者が持ち帰り適正に処理してください。
③うどん・ラーメンなど汁をつけて販売する出店者については、バケツなど汁を捨てる場所を設置してください。
 15. 駐車場

①出店者は、主催者の指示する場所に駐車してください。また、主催者が発行する駐車許可証を必ず車両のフロントガラスに表示してください。
②駐車許可証の表示がない場合は、関係駐車場に駐車できません。
 16. その他

要綱に記載のない事項については、その都度主催者が決定します。
- ≪注意事項≫
 出店にあたっては、以下の点にご留意ください。
1. 販売品目について

・事前に申請した品目以外は販売できません。
 2. 許認可が必要な品目の販売について

・保健所等の許可が必要な品目を販売する場合は、出店者ご自身の責任で必要な許認可を取得してください。取得にかかる費用は、出店者のご負担となります。
 3. 搬入・陳列・販売開始時間について

①商品の搬入および陳列は、当日午前8時30分までに完了させてください。時間を厳守してください。
②商品、陳列台、器具等は必ずテント内に収め、出店場所からはみ出さないようにしてください。
③販売開始時間は午前9時です。時間を厳守してください。
 4. 車両の乗り入れ・駐車について

①搬入を終えた車両は、関係者駐車場へ移動してください。駐車には駐車許可証が必要です。
②開催時間中の会場内への車両の乗り入れは固く禁じます。
 5. 備品・昼食の準備について

・机や椅子など、必要な備品は出店者ご自身でご準備ください。また、昼食の用意はありませんので、各自でご準備をお願いします。
 6. 電気器具・電源について

・電気器具等を使用する場合の電源等は、出店者ご自身でご準備ください。
 7. 終了後の片付け・清掃について

①終了後(午後2時30分以降)は、各出店者で借用された備品の数量を確認してください。
②会場の美化にご協力いただき、各自で清掃を行ってください。
③出店により生じたゴミは必ずお持ち帰りください。
 8. 使い捨てプラスチック容器等の回収について

・使い捨てプラスチック容器等を使用して商品を提供する場合は、各出店者の責任において容器等を回収し、必ずお持ち帰りください。